

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により令和4年度地籍調査事業計画を以下のとおり定めましたので、同条第5項の規定により公表します。

1. 国土調査として指定された年月日

令和5年4月1日

2. 調査を行う者の名称

奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、山添村、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、上牧町、河合町、下市町、天川村、十津川村、川上村及び東吉野村

3. 調査地域

奈良市都祁吐山町、学園新田町、鶴舞西町、南登美ヶ丘、登美ヶ丘一丁目、学園北一丁目、鶴舞東町及び学園朝日町の各一部の地域

大和郡山市稗田町の一部の地域

天理市南六条町及び山田町の各一部の地域

橿原市慈明寺町、大谷町及び慈明寺町の各一部の地域

桜井市白河及び初瀬の各一部の地域

五條市岡町（越替）、二見三・六丁目、新町三丁目、今井町（天神）、御山町、大野町、黒駒町及び相谷町の各一部の地域

御所市高天、西北窪及び北窪の各一部の地域

生駒市東菜畑町二丁目、東生駒一丁目、東菜畑一丁目及び東生駒月見町の各一部の地域

宇陀市大宇陀白鳥居の各一部の地域

山辺郡山添村大字葛尾の一部の地域

生駒郡斑鳩町稲葉車瀬の一部の地域

生駒郡安堵町大字窪田の一部の地域

磯城郡川西町下永東城の一部の地域

磯城郡三宅町三河の一部の地域

磯城郡田原本町大字矢部の一部の地域

宇陀郡曾爾村大字伊賀見及び大字山粕の各一部の地域

宇陀郡御杖村大字菅野及び大字土屋原の各一部の地域

高市郡高取町丹生谷の一部の地域

北葛城郡上牧町南上牧、中筋出作、下牧一丁目及び滝川台二丁目の各一部の地域
北葛城郡河合町佐味田の一部
吉野郡下市町大字広橋の一部の地域
吉野郡天川村塩谷及び塩野の各一部の地域
吉野郡十津川村大字小原の一部の地域
吉野郡川上村大字上谷、上多古及び入之波の各一部の地域
吉野郡東吉野村小栗栖及び中黒の一部の地域

4. 調査期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで